人権蹂躙ヲ敢テスル当局ヲ弾劾ス

大正十一年十月三日

日本労働総同盟（第十一週）年大会

ヲ回復シタルニ満場異議ナクシテ動議ノ成立ヲ
見ルニ至リ先ツ（加藤勘十）ハ提案ノ理由トシテ
資本主義制度ノ下ニ於ケル官憲ノ労働運動
ニ対スル迫害ヲ加フルハ当然ナル事ナレトモ吾人ハ
亦此ノ迫害ニ対シ何等ノ抗議ヲ発スルモノ
ニ非ス然レ共未訓練地方ニ於ケル官憲
ノ態度ハ全ク言語ニ絶シタルモノニシテ遂ニ関東
関西等ノ取締方針ニ比スレハ実ニ雲泥ノ
差異アリト謂ハサルヘカラス全ク訓練官憲ノ
観ナル方針ハ未タ幼稚ノ域ニアル鉱山労
働運動ヲ萌芽ノ中ニ芟除セントスルニア
ルモノニシテ知ク先ツ之カ方法トシテ威嚇カ
団体ヲ以テ之カ撲殺ニ当ラシメタルモ其結
果ハ尾去沢事件等ノ失敗ヲ重ネタルノミナラス

到ル所ニ圧制ヲ逞スル難キヲ知リ官憲
ハ今ヤ人権蹂躙ナル態度ヲ以テ稍其態度
等頻リニ迫害手段ヲ講シツヽアルモノニシテ
今若シ之ヲ弾劾スルト雖モ何等其効果ニ
期待ヲ有スルモノニ非ス唯未訓練地方ニ於ケル
炭坑労働者ノ惨状ヲ全労働階級ニ告
知セシムルト共ニ或ハ其反響トシテ吾人運
動ノ前途ニ幾分ノ自由ヲモ得ルストアラハ
望外ノ効果ナリト述ヘ更ニ詳細ナル説明ヲ
試ミ原健三ニ譲リテ着席
引続キ（原健三）ハ自己カ労働運動ニ関シ
蒙リタル迫害ハ経験並ニ炭坑内ニ於ケル
虐待ノ至難ナルヲ述ヘ殊ニ尾去沢事件及
炭鉱坑夫ノ悲惨ナル惨状ヲ詳述シ本
案ノ提議ニ賛成ヲ求メタルニ議長ノ動議
ニヨリ討議ヲ用ヒスシテ全員一致決議又
ノ可決ヲ見タリ